

監査公表第 541 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 18 年 8 月 14 日

京都市監査委員	青	木	善	男
同	久	保	省	二
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求に係る請求文

平成 18 年 6 月 13 日

京都市職員措置請求書

京都市監査委員 殿

請求者 住所 京都市下京区
氏名 A

上地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

京都市長に関する措置請求の要旨

監査請求の趣旨

1. 京都市は社団法人京都市観光協会（以下単に『観光協会』という）に対して、平成 18 年度に 11,797,000 円の補助金の交付の決定をした。
2. この補助金は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下単に『派遣法』という）第 6 条に違反している。
3. この補助金の執行の停止、執行された分の返還及び翌年度以降の同様の補助金の廃止の勧告を求める。

監査請求の原因

1. 京都市は観光協会に対して、平成 18 年度に 11,797,000 円の補助金の交付を決定した。
2. 京都市は観光協会に職員 1 名を派遣している。
3. 補助金は「対象経費」として「派遣職員（1 名）人件費」としている。名目は補助金であるが実体は人件費といえる。
4. 請求者はこの補助金は派遣法第 6 条に違反していると主張する。
5. 京都市は、補助金は観光協会に対して交付したものであり、派遣職員に対する給与の支給ではないこと、派遣法の規定よりも地方自治法 232 条の 2 の規定を適用し違法ではない、と主張している。
6. この京都市の主張を可とするならば、派遣法は有名無実化してしまう。このことは行政権による立法府の侵害にあたり、議会間接民主制を根幹からゆ

るがすことになる。

7. また、京都市が「公益上必要がある場合」と判断すれば、いかなる補助金も支出できることになる。京都市は財政危機といいながら、本補助金の交付にあたっては、具体的な公益上の必要性についての説明はない。また庶民感覚からすれば、1名の人件費としては高額である。なぜ高額な人件費が必要なのか。

また派遣した場合としない場合の効果についても、なんらの検証がなされていない。本補助金は単に昔から行われている慣習にすぎない。財政に余裕があればいいが、財政危機というのなら、見直すための検討や、必要性について、具体的な説明が必要でないか。

監査請求の証拠

1. 決定書（全2枚）

以下余白

注 事実証明書の記事を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 6 1 号
平成 18 年 8 月 10 日

請求人 様

京都市監査委員 青 木 善 男
同 久 保 省 二
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 18 年 6 月 13 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により通知します。

第 1 請求の要旨

- 1 京都市（以下「市」という。）は、社団法人京都市観光協会（以下「観光協会」という。）に対して、市から観光協会に派遣している職員（以下「本件派遣職員」という。）の人件費について、平成 18 年度に 11,797,000 円の補助金（以下「本件補助金」という。）を交付することを決定した。
- 2 本件補助金の対象経費は、「派遣職員（1名）人件費」とされており、名目は補助金であるが、実体は人件費である。

本件補助金は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第 6 条に違反している。

市は、本件補助金は観光協会に対して交付したものであり、本件派遣職員に対する給与の支給には当たらず、また法第 232 条の 2 の規定により違

法ではないと主張するが、市の主張のとおりであれば、派遣法は有名無実化し、行政権による立法府の侵害に当たる。

- 3 市は財政危機というが、本件補助金の必要性について何ら説明もない。え、本件補助金の金額は1名の人件費としては高額である。職員を派遣した場合の効果も検証されておらず、本件補助金は単なる慣習にすぎない。見直しの検討や、本件補助金の必要性について、具体的な説明が必要である。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年7月6日に請求人から陳述を受けた。同人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨はおおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、産業観光局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 派遣法は、平成14年にできた新しい法律である。新しい法律は、何らかの必要性があつてできたわけであるから、派遣法よりも古い法律である法を優先すると、新しい法律を作った意味がなくなってしまう。
- (2) 本件補助金については、補助金の件名に人件費相当額ということをも明記しており、ベースアップ分の補正までしている（平成17年度分については、1,041,886円の追加をしている。）。)

また、本件補助金の額が11,797,000円と決まるのは、事業の内容によってではなく、市から派遣されている職員の人件費によって決まっている。

これらのことから、本件補助金の実態は人件費といえるものである。

なお、市が公益上必要であると認めれば、どのような補助金でも支出できるようになるという解釈は、法の趣旨の拡大解釈である。

- (3) 観光協会には独自の収入があるのに、なぜ本件補助金が必要なのかということについて、具体的な言及はどこにもされていないし、本件補助金を交付することによる効果についても言及されていない。

また、観光協会は、本件補助金を使ってどのような仕事をするのか明らかにされていないし、この点については観光協会からの報告においても触れられていない。

- (4) 本件補助金が仮に800万円又は0円であった場合、どのような不具合が起きるのか検証されておらず、また支出を少しでも少なくしようとする努力も見受けられない。

また、本件補助金の効率ということについての検証もされていない。

- (5) 1人の人件費として、1,179万円というのは高額に感じる。市は、財政危機といっているが、本件補助金からは、財政危機であるということが感じ取れない。市が職員を派遣している団体のすべてにこのような補助金を出していたら、市の財政が破たんするのは当たり前である。

財政危機というのであれば、本件補助金も見直しを検討すべきである

と思うが、現実には、昔からやっていたという理由だけで継続されているのではないかと推測する。

- (6) 市が人件費相当額の全額を負担しているということは、市と観光協会との間で締結している、市が人件費を負担しないという約束にも反する。

また、市の施策を反映させるために、企画課長のポストに職員を派遣していると説明するが、現に観光協会の専務理事には、市のOBが就任しており、市の施策を反映させるための職員の派遣は必要不可欠とはいえない。

さらに、本件補助金の額が11,797,000円である理由及び必要性並びに本件補助金でどのような事業を行っているのかということについての具体的な説明はなく、本件補助金の効率について検討されていないし、市民感情というものについての配慮もない。

- (7) 本件補助金は、人件費であって、支出は違法である。

2 新たな証拠の提出

請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成18年7月6日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1)

ア 市では、昭和5年に観光課を設置するなど、観光振興に戦前から取り組んでおり、平成13年1月に策定した京都市基本計画（以下「基本計画」という。）では、平成22年を目標年次とする「観光客5000万人構想」を掲げ、観光振興を都市経営上の最重要政策の一つに位置付けている。

イ 観光協会は、観光事業の振興を図り、もって産業、経済の発展と文化の興隆に資し、併せて国際収支の改善と国際文化の交流、親善の増進に寄与することを目的に、昭和35年に設立された社団法人である。

観光協会は、市からの委託事業を行うほか、多くの観光振興事業に市と共同で取り組んでおり、また観光協会が独自に実施している事業も市の施策の推進に重要な役割を果たしている。

ウ 観光協会のこの目的は、市の観光振興に関する方針と合致するものであり、平成10年に策定した京都市観光振興基本計画においては、同協会を、京都を挙げての観光振興の推進体制の中核組織として位置付けており、この考え方は、平成13年1月に策定した京都市観光振興推進計画及び平成18年1月に策定した新京都市観光振興推進計画（以下「新推進計画」という。）においても前提としている。特に新推進計画

においては、「オール京都の体制づくりの推進」を観光振興の戦略的施策の一つとして掲げているが、これは観光協会を中核として実施していこうというものである。

(2)

ア このような観光協会において、同協会の組織の各レベルにおいて市の意向を反映させ、その執行管理体制の強化、充実を図ることは、市の政策を実現していくうえで、極めて有効であることから、京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）第2条第1項第1号の規定に基づき職員を派遣している。本件派遣職員は、観光協会において、同協会の全般的な管理運営を所掌するとともに、市を含めた関係諸団体との共同事業や連絡調整に関することを担当する企画課長の職に従事している。

イ 観光協会の主たる業務は、市からの委託事業又は市との共同事業であるといえ、派遣法第4条第2項に適合している。

(3) 観光協会の目的、位置付け及び事業は、市の施策と密接に関連しており、市として同協会の組織体制、財政基盤及び機能の充実、強化を図り、同協会の観光事業を円滑に実施できるようにすることは、市の観光振興政策の推進に大変重要であることから、人的援助として職員を派遣するとともに、本件派遣職員の人件費相当分を全額補助することが必要であると判断し、本件補助金を交付することとしたものである。

(4)

ア 本件補助金は、飽くまでも、市が観光協会に対して交付することとしたものであり、本件派遣職員に対する給与の支給ではない。

本件派遣職員は、市に対し、給与の支払を請求する権利を有しておらず、派遣先である観光協会との労働契約により、観光協会に対して給与の支払請求権を有するという法律関係にある。

イ 派遣法第6条第1項は、地方公共団体が派遣法第2条第1項の規定による公益法人等への職員の派遣（以下「職員派遣」という。）をした場合、当該職員派遣の期間中、当該職員（以下「派遣職員」という。）が専ら派遣先団体の業務に従事していることから、派遣法第6条第2項に定める場合のほかは、勤務の対価としての給与を支給することを制限しているものであるが、公益上の必要に基づいて派遣職員の人件費相当額の財政的援助を行うことを制限する趣旨ではない。

ウ 法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」に該当するとして補助金を交付するかどうかの判断については、地方公共団体に広範な裁量権が認められている。

エ 本件補助金は、上記(3)で述べたような観光協会の果たす重要な役割を踏まえて交付することとしたものであり、その交付の目的及び額は、観光振興の促進という行政目的に照らして、何ら不合理な点はなく、

公益上の必要があるかどうかの判断に、裁量の逸脱又は濫用はないものと考えている。

第3 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書及び請求人の陳述並びに関係職員の陳述及び関係職員が提出した関係書類の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 市は、基本計画に掲げた「観光客 5000 万人構想」の実現に向けて、平成 18 年 1 月に策定した新推進計画に基づき取組を進めている。

新推進計画においては、オール京都の観光振興体制づくりを行うことが「観光振興 5 つの宣言」の一つに掲げられており、21 の戦略的施策の一つとして「オール京都の体制づくりの推進」が掲げられ、「京都市、京都府、京都商工会議所、(社)京都府観光連盟、(社)京都市観光協会は、協同して、恒常的な情報交換と協議の場となる京都市域を対象とする連合的組織を設立する。協議・意見交換の場として、トップ会議の随時開催と、実務者会議を定期的で開催し、本計画のフォローアップも行うなど、オール京都の立場から京都観光を振興する」とされている。

(2) 本件に係る職員派遣（以下「本件職員派遣」という。）の概要は、市と観光協会との間で締結された「職員派遣に関する取決め」（以下「本件取決め」という。）及び本件職員派遣に係る決定書によれば、次のとおりである。

ア 派遣期間

平成 18 年 4 月 1 日から 3 年間以内（市が特に必要があると認めるときは、観光協会との合意により、本件派遣職員の同意を得て平成 18 年 4 月 1 日から 5 年を超えない範囲で延長することができる。）

イ 従事業務等

本件派遣職員は、派遣期間中、市の職員としての身分を有したまま、観光協会における京都観光の振興に関する業務に従事する。

ウ 給料及び諸手当

本件派遣職員の給料及び諸手当（退職手当を除く。以下同じ。）は、派遣がなかったとした場合に市が支給する給料及び諸手当の額と同額を、観光協会が支給する。

エ 福利厚生制度の適用関係及び費用負担

(ア) 適用関係

a 年金

地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用する。

b 健康保険

京都市健康保険組合の被保険者とする。

c 福利厚生

財団法人京都市職員厚生会の会員とする。

d 労働災害

市における公務災害補償基準を下回らないことを条件として、観光協会が補償する。

(イ) 費用負担

上記(ア)に掲げる福利厚生制度の実施に関し、事業主として負担すべき費用は、観光協会が負担する。

オ その他

本件取決めにおいては、本件派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件、勤務実績等の報告に関する事項、職務復帰に関する事項等が定められている。

(3) 本件派遣職員が観光協会において従事する業務について、本件取決めは上記(2)イのとおり定めているが、具体的には、企画課長として、観光協会の事務局の庶務及び経理のほか、観光協会の事業方針の策定など、観光協会の全般的な管理運営を所掌するとともに、市を含む関連諸団体との共同事業や連絡調整に関することを担当している。

(4) 本件補助金の交付決定、交付手続、補助対象経費等

ア 本件補助金（交付金額 11,797,000 円）の交付は、平成 18 年 4 月 1 日に、市長により決定（星川副市長の代決）されており、対象経費は、派遣職員（1 名）の人件費とされ、産業観光費（第 6 款）、観光費（第 5 項）、観光事業費（第 1 目）、負担金補助及び交付金（第 19 節）、京都市観光協会補助金（付記 11）の支出科目から支出することとされている。

このうち、3,675,357 円については、平成 18 年 4 月 13 日に支出命令が行われ、同月 18 日に支出されている。

イ 本件補助金の交付理由について、本件補助金の交付に係る決定書には、「観光協会は、観光関連業者を包括的に組織した団体として、各種観光振興事業を企画・実施し、本市観光事業の振興に寄与している団体であり、本市からの派遣職員人件費について補助金を交付する」と記載されている。

ウ 補助金の交付手続

本件補助金の交付に係る手続は、次のとおりである。

- ① 観光協会から市に対し、補助金交付申請書が提出される。
- ② 市において補助金交付決定を行い、観光協会にその旨通知する。
- ③ 補助金を支出する。
- ④ 年度末に、観光協会から市に対し、本件派遣職員の超過勤務等の実績を反映させた補助金額の変更申請書が提出される。
- ⑤ 市において補助金額の変更決定を行う。
- ⑥ ⑤により確定した補助金額と③により支出した補助金額との過不足について、追加の支出負担行為又は補助金の戻入の手続を行う。

エ 補助の対象とされている経費は、次に掲げるとおりである。

(ア) 給料及び諸手当

給料，扶養手当，通勤手当，住居手当，地域手当，時間外勤務手当，期末手当及び勤勉手当

(イ) 事業主負担金

社会保険料事業主負担金，財団法人京都市職員厚生会事業主負担金及び労働災害保険料

オ 本件補助金の金額は，本件派遣職員の平均給料月額（本件派遣職員が派遣がなかった場合に昇給したと仮定して算出した額）に，月数 12 及び付帯給率 2.25（平成 16 年度に観光協会に派遣していた職員の平成 16 年度に支給した給料に対する上記エ（ア）及び（イ）に掲げた給料，諸手当及び事業主負担金の合計額の比率）を乗じて算出されている。

- (5) 観光協会の定款によれば，同協会は，京都市における観光事業の振興を図り，もって産業，経済の発展と文化の交流に資し併せて国際収支の改善と国際文化の交流，親善の増進に寄与することを目的として，民法第 34 条の規定に基づき，昭和 35 年に設立された社団法人であり，この目的を達成するため，①観光事業の調査研究，観光情報の収集伝達，②観光に関する宣伝紹介，③観光催物の企画実施，④観光出版物の発刊頒布，⑤観光対象の保護及び開発，⑥観光施設の整備促進，⑦観光観念の普及，⑧観光案内及び接遇，⑨観光事業従業員の資質の向上，⑩他の観光関係機関並びに団体との連絡協調及び政府，地方公共団体に対する献策並びに協力，⑪その他目的達成に必要な事業を行うとされている。

そして，観光協会の平成 18 年度通常総会資料によれば，平成 18 年度の事業計画として，企画調査，観光振興，広報，誘致宣伝，特別誘致対策，受入対策，共催補助及び販売の 8 つに分類される 46 の事業を実施することとされている。このうち，市からの受託事業又は市との共同事業は 25 事業である。

- (6) 観光協会には，市からの受託事業や補助金による収入のほか，販売事業を含む独自事業による収入や会費の収入があることが認められる。

2 監査委員の判断及び結論

(1) 地方公共団体による補助金の交付

本件補助金は，法第 232 条の 2 の規定に基づくものであると認められる。

ところで，法第 232 条の 2 は，地方公共団体は公益上の必要があると認めるときは補助をすることができる旨定めており，公益上の必要があるかどうかの判断については，地方公共団体の議会又は長の広範な裁量が認められている。しかし，当該裁量は全くの自由裁量ではなく，議会や長が行った公益上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には，当該補助金の交付は違法と判断される。

そして、公益上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があったどうかは、補助金の交付目的、交付先団体の目的や活動状況、他の諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものとする。

(2) 本件補助金の目的及び態様と公益上の必要性について

ア 本件補助金の交付に係る決定書の記載及び関係職員の説明によれば、市は、観光協会に対し、人的援助として本件職員派遣を行うとともに、本件派遣職員の人件費相当額の本件補助金を交付することにより、上記第2 3(2)アの目的を効果的に達成するとともに、ひいては観光協会の財政基盤の強化を図ろうとしたものであると認められる。すなわち、本件補助金の交付は、本件職員派遣と目的を同じくし、その効果を高め、加えて観光協会の財政基盤の強化を図る目的によるものであると見るのが相当である。

市は、その最重要政策の一つである観光振興に係る施策の推進に当たり、市の政策方針に合致する目的によって設立され、観光関連業者等を組織し、市に関連する事業その他多数の観光振興関連事業を展開している観光協会を、京都を挙げての観光振興推進体制の中核組織に位置付けている。本件職員派遣は、そのような観光協会の組織の各レベルにおいて市の意向を反映させるとともに、その組織及び機能を強化、充実させる目的で行われているものである。このような本件職員派遣の目的に照らせば、本件職員派遣について観光協会が負担する費用を補助することにより、その効果をより高めることが期待でき、加えて観光協会の財政基盤も強化することができることには、合理性を認めることができる。

したがって、本件職員派遣の効果を高め、及び観光協会の財政基盤を強化することを目的として本件補助金を交付することとしたことについては、補助の目的に係る裁量の逸脱又は濫用があるとは認められない。

なお、この点について請求人は、観光協会の専務理事に市の関係者が就任しているから、市の施策を反映させるための職員派遣は必要不可欠とはいえないと主張し、また、本件補助金の交付の理由は昔から継続してきたことのみであるとの推測を述べているが、観光協会の実務レベルに至るまで市の意向を徹底し、観光振興体制の中核組織としての組織及び機能の強化を図るといふ本件職員派遣の目的自体は、不合理であるということとはできず、本件補助金は、このような本件職員派遣の効果をより高め、観光協会の財政基盤の強化を図る目的で交付されたことが認められるのであるから、請求人のこれらの主張には、理由がない。

イ 本件補助金は、上記1(4)ウからオまでに記載のとおり、本件派遣職員について観光協会が負担する人件費相当額に一致するように、その

額が定められている。

このような本件補助金の交付の態様については、本件職員派遣により観光協会に生じる受益の程度や観光協会の財務状況なども十分に考慮したうえで、補助の目的及び諸般の事情に即したものとなるよう、検討する必要があると考えられるほか、本件補助金を観光協会に対する運営補助と見た場合には、本件派遣職員という特定の職員の人件費の実額に補助金額を一致させるという算定方法に若干の疑問が生じなくはない。しかし、現在の市における観光振興政策の重要性、観光協会の観光振興体制における位置付け及び市の施策の推進に果たす役割の重要性並びに上記アのような本件補助金の交付の目的に照らせば、必ずしも不合理なものとは認められない。この点についての請求人の主張には、理由がない。

(3) 本件補助金の交付と派遣法との関係について

公益上の必要性に関する判断については、関係する諸規範にも適合している必要があるところ、請求人は、本件補助金はその交付の態様から見て実質的に人件費であり、派遣法第6条の規定に反し、違法であると主張するので、この点について判断する。

ア まず、派遣法第6条の趣旨と派遣職員の人件費を対象とする補助金の交付の可否について検討する。

(7) 派遣法第6条第1項は、派遣職員に対し、給与の直接支給が認められる一定の場合（同条第2項に規定する場合）を除き、派遣職員に対して給与を支給しない旨定めている。

このような同条第1項の規定は、派遣法第4条に定めるとおり、派遣職員は、その職員派遣の期間中、派遣先団体の業務に従事し、派遣元の地方公共団体の職務には従事しないことから、勤務の実績がない者に対しては給与を支払わないという、いわゆるノーワーク・ノーペイの原則を明らかにしたものである。

このような規定の趣旨からすると、派遣法第6条第1項の規定は、地方公共団体が勤務の対価としての給与を派遣職員に対して直接支給することを制限するものであって、派遣先団体が負担する派遣職員の人件費について、補助金の交付その他の方法によりこれを地方公共団体が負担することまでも、一律に制限する趣旨であると解することは相当でない。

(4) 派遣法第6条第2項の規定は、同項に定める要件に該当する場合に、派遣職員に対する給与の支給を認めるものである。

このような同項の規定は、派遣職員が同項に規定する業務に従事する場合等には、地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められるため、給与の直接支給を可能としたものである。

また、派遣条例第4条においては、職員派遣の期間中、市が支給することができる給与の種類を限定しているが、これは、給与を支給することができる場合であっても、派遣職員は市の職務に従事しないことから、勤務成績を反映させる必要がある手当等を支給しないこととしている国家公務員における研究休職等の場合における給与の取扱いとの均衡を考慮したものと解される。

このような規定の趣旨からすると、派遣法第6条第2項及び派遣条例第4条の規定は、専ら、派遣職員が派遣先団体の業務に従事することが地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすと認められる場合における給与の支給について、統一的な規範を定めるものであって、補助金の交付その他の方法による人件費の負担に関し、その可否又は対象経費の選択に何らかの制限を加えるものであると解することはできない。

- (ウ) 以上から、公益上の必要がある場合に、派遣先団体に対して派遣職員の人件費を対象とする補助金を交付することは、直ちに派遣法に違反することになるということとはできない。派遣職員の人件費を対象とする補助金の交付が派遣法に違反するかどうかは、当該補助金の目的及び態様に照らして、これらが実質的に派遣法の上記のような趣旨を没却するかどうかによって判断することとなる。
- (エ) なお、請求人は、派遣法がより新しい法律であることを理由に、法よりも派遣法を優先的に適用すべき旨主張するが、上記のように、派遣法第6条は、法第232条の2の規定による補助を制限する趣旨ではなく、同条の特別法となる関係にないのであるから、請求人の当該主張には、理由がない。

イ

- (ア) 次に、本件補助金の目的及び態様に照らし、これらが実質的に上記アのような派遣法第6条の趣旨を没却するかどうかについて検討する。

本件補助金については、上記1(4)ウからオまでに記載の交付の態様からすれば、結果的に、本件派遣職員に支給される給料及び諸手当並びに福利厚生制度に係る事業主負担金を市が負担することとなるため、実質的に給与の支給であるとの指摘を受けやすいものであることは、否定することができない。しかし、上記(2)で述べたとおり、本件補助金は、本件職員派遣の効果をより高めるとともに、観光協会の財政基盤を強化するという目的で、当該目的の達成のために合理的と認められる態様により交付されたものと認められるから、このような目的及び態様による本件補助金の交付を、派遣法が制限する派遣職員に対する給与の直接支給と同一視することは相当でない。

(イ) したがって、本件補助金の交付が派遣法第6条の趣旨を没却するものとは認められず、本件補助金の交付が派遣法に違反するとは認められない。

ウ また、請求人は、本件補助金の交付が、市が本件派遣職員の人件費を負担しない旨を定めた本件取決めに違反する旨主張するところ、確かに、本件取決めの第4条及び第6条第2項においては、本件派遣職員の給料及び諸手当を観光協会が支給し、福利厚生制度に係る事業主負担金を観光協会が負担する旨定められている。

ところで、職員派遣に際し、派遣法第2条第1項及び第3項並びに派遣条例第2条第1項及び第3項の規定において、一定の事項について任命権者と派遣先団体との間で取決めに締結することとされているのは、職員派遣においては、派遣期間、派遣職員の業務等に制約が伴うこと、派遣職員の身分の取扱い等について問題が生じないようにする必要があることなどから、任命権者と派遣先団体との間で、必要な事項についてあらかじめ双方の合意を形成する必要があることによるものである。

このような派遣法及び派遣条例の趣旨に照らすと、本件取決めの第4条及び第6条第2項の規定は、飽くまで本件派遣職員の勤務条件として、当該職員に対する報酬の額及び支払者並びに厚生福利制度に係る事業主負担金の負担者を定める趣旨であると見るのが相当である。よって、本件取決めの第4条及び第6条第2項の規定は、市が本件派遣職員の人件費相当額について一切の財政的な負担をしないことを確定する趣旨とは解されないから、本件取決めにより観光協会が負担することとされた費用に相当する額を補助するものであるからといって、本件補助金の交付が本件取決めに違反するということはできない。

(4) 結論

以上のとおり、本件補助金の交付に係る公益上の必要性の判断には、裁量の逸脱又は濫用があったとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)